

## 市第57号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正  
 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

## 横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人びーのびーのの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 S T スポット横浜	西区北幸一丁目 11 番 15 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目 1 番 10 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人びーのびーのの項を削る改正規定は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人びーのびーのの項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

提 案 理 由

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を追加する等のため、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例 第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人びーのびー の	港北区篠原北一丁目 2 番 18 号	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 33 年 12 月 31 日まで
（省 略）		
特定非営利活動法人 S T スポッ ト横浜	西区北幸一丁目 11 番 15 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人さざなみ会	磯子区森六丁目 1 番 10 号	令和 3 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで